

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤となる制度として、地域住民の健康保持増進を図り、生活の安定に重要な役割を果たしておりますが、少子高齢化の進展や医療費の増大などにより、国民健康保険事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

平成 23 年度の予算編成にあたっては、歳出面では医療費の伸びを 3%程度と予測して保険給付費を算出し、後期高齢者支援金、介護納付金等については国通知により算出しております。歳入面では国庫、県費とも医療費の伸びを反映して算出し、その他の収入については 22 年度の決算見込み等を考慮して算出しております。

その結果、現行税率に基づく保険税収入では約 8,500 万円の歳入不足となる見通しとなりました。

この歳入不足は、保険税の改定により賄うことが原則であります。昨今の社会経済情勢に配慮し、激変緩和・上昇抑制のため、国民健康保険財政調整基金より 4,000 万円を繰り入れたうえで、例外的に一般会計より 2,000 万円を繰り入れて対応することといたしました。

残る約 2,500 万円の歳入不足につきましては、原則である被保険者の皆様にある程度の負担を求めざるを得ないと考え、今回、保険税率改定による財源の確保を図るものでございます。

今回の税率改定の主な点としまして、1 点目は、3 月に予定されております地方税法施行令の改正に伴い賦課限度額を改正すること。2 点目は、かねてより議論のありました資産割を約半分に引き下げること。3 点目は、被保険者ごとの均等割や世帯ごとの平等割といった応益部分の割合が、被保険者の所得割や資産割といった応能割合に比べて高い比率となっておりますので、これらの比率が概ね 50 対 50 になるよう設定し直し、負担の均衡を図ることとあります。

本町の保険税率の改定は、平成 20 年度の大幅な医療制度の変更による全面改定後、平成 21 年度に医療分に係る所得割の率のみを改定しており、それ以来、2 年ぶりの改定となっております。

それでは、平成 23 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について、詳細説明をいたします。

それでは、歳出から説明します。

25 ページ、26 ページをお願いします。

款 2 保険給付費 項 1 療養諸費 目 1 一般被保険者療養給付費 17 億 472 万 3 千円は、平成 22 年 3 月診療から 10 月診療までの保険者負担分から年間の保険者負担分を求め、この額に医療費の伸率の見込を乗じて算出しております。退職被保険者等療養給付費、一般被保険者及び退職被保険者等に係る療養費及び高額療養費につきましても、平成 22 年度見込から年間の保険者負担分を算出しております。

29 ページ、30 ページをお願いします。

項 4 出産育児諸費 目 1 出産育児一時金 2,310 万円は、出産 1 件につき 42 万円で、前年度と同数の 55 件を予定しております。

款 3 後期高齢者支援金等 目 1 後期高齢者支援金 3 億 7,160 万 9 千円は、現役世代が後期高齢者医療へ支援金として納付する額で、1 人当たりの負担見込額に被保険者数を乗じて支援金を算出しております。

前々年度精算分としまして、平成 21 年度精算額は約 1 千万円の減となっており、概算分、精算分あわせて昨年度と比較し、約 1 億 1 千 4 百万円の増となっております。

31 ページ、32 ページをお願いします。

款 4 前期高齢者納付金等 目 1 前期高齢者納付金 104 万 3 千円は、65 歳から 74 歳までの前期高齢者に係る保険者間の費用負担を調整するための納付金で、後期高齢者支援金と同様、平成 21 年度の精算により、昨年度と比較し約 56 万円の増となっております。

款 6 介護納付金は 1 億 5,302 万 9 千円で、平成 23 年度標準給付費額及び介護予防事業費額の見込額の総額 7 兆 7,553 億円の 30% を第 2 号被保険者 4,293 万人が負担するものであり、太子町国保分の第 2 号被保険者見込数 2,913 人分に、23 年度の 1 人当たりの負担見込額 54,200 円を乗じたものが、平成 23 年度概算介護給付費納付金となります。

33 ページ、34 ページをお願いします。

款 7 共同事業拠出金 目 1 高額医療費拠出金並びに目 2 保険財政共同安定化事業拠出金は、共同事業に必要な費用の見込額に対して、本町分の拠出率等乗じて算出しております。

款 8 保健事業費 項 2 特定健康診査等事業費 目 1 特定健康診査等事業費 1,852 万 9 千円は、平成 20 年度より医療費適正化の総合的な推

進として、保険者に 40 歳から 74 歳までの被保険者を対象に特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられております。

続いて、歳入を説明します。

9 ページ、10 ページをお願いします。

冒頭でご説明しましたが、本年度は 2 年ぶりに保険税率の改正をお願いしております。これにより、款 1 国民健康保険税 目 1 一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分について、4 億 3,729 万 8 千円を計上しております。

後期高齢者支援金分現年課税分については 1 億 4,149 万 4 千円、介護納付金分現年課税分については 4,673 万 3 千円を計上しております。

平成 22 年度当初予算比較では約 1 千万円の減となっておりますが、22 年度の 12 月補正後の現計予算と比較しますと約 2,300 万円の増となっております。

11 ページ、12 ページをお願いします。

目 2 退職被保険者等国民健康保険税は、一般被保険者と同様に算出しております。

13 ページ、14 ページをお願いします。

款 3 国庫支出金 項 1 国庫負担金 目 1 療養給付費等負担金 5 億 3,460 万 6 千円は、療養給付費負担金 3 億 6,459 万 5 千円、介護納付金負担金 5,533 万 1 千円、後期高齢者支援金負担金 1 億 1,436 万円、前期高齢者納付金負担金 32 万円の合計額で、後期高齢者支援金の増などの影響により、前年度より 3,325 万 4 千円増額になっております。

項 2 国庫補助金 目 1 財政調整交付金の普通調整交付金 1 億 1,207 万 4 千円は、財政調整交付金 7,807 万 2 千円、介護納付金財政調整交付金 1,108 万 2 千円、後期高齢者支援金財政調整交付金 2,285 万 4 千円、前期高齢者納付金財政調整交付金 6 万 6 千円の合計額であります。

目 2 出産育児一時金補助金 55 万円は、緊急の少子化対策の一環として平成 21 年 10 月から被用者保険に合わせ、38 万円から 42 万円に 4 万円を引き上げ、その 2 分の 1 の 2 万円を国が補助しておりましたが、平成 23 年度より支給額を恒久化し、平成 23 年度は激減緩和措置としてその 4 分の 1 の 1 万円を国が補助するものです。

15 ページ、16 ページをお願いします。

款 5 前期高齢者交付金 8 億 2,444 万 7 千円についてですが、平成 23 年度の概算交付金の額は、21 年度における前期高齢者給付費額、前期高齢者の加入率、1 人平均前期高齢者給付費額、前期高齢者に係る後期高齢者支援金の額などの実績数値をもとに予測し算出しております。

前々年度精算分としまして、平成 21 年度精算額は約 1 億 2,500 万円の増となっており、概算分、精算分あわせて昨年度と比較し、約 4,500 万円の減となっております。

款 6 県支出金 項 2 県補助金 目 2 財政調整交付金の普通調整交付金 9,606 万 3 千円は、国庫補助金の普通調整交付金と同様の方法により算出しております。

17 ページ、18 ページをお願いします。

款 7 共同事業交付金 目 1 高額医療費共同事業交付金 6,166 万 7 千円並びに目 2 保険財政共同安定化事業交付金 2 億 9,730 万 7 千円は、歳出の共同事業拠出金と同額を予定しております。

款 10 繰入金 目 1 一般会計繰入金 1 億 9,383 万 7 千円は、保険基盤安定繰入として保険税軽減分と保険者支援分 1 億 209 万円、19 ページ、20 ページをお願いします。職員給与費等繰入として総務費の人件費及び物件費相当額 4,751 万 1 千円、出産育児一時金等繰入として出産育児一時金の 3 分の 2 の 1,503 万 3 千円、普通交付税に算入される財政安定化支援事業繰入として 920 万 3 千円、そして臨時的に繰入するその他一般会計繰入として 2 千万円を計上しております。

以上で、平成 23 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。